

## 保険契約法現代化の持つ経済学的意味

山口大学 石田 成則

### 1. はじめに

共通論題において報告者に与えられたテーマは、「保険契約法現代化の持つ経済学的意味」である。広範囲にわたる「保険契約法の現代化」の論点を網羅するには時間的制約がある。そこで、「告知義務違反について」と「危険の増加・減少について」の2点に限定して、その経済学的意味を問う。また、経済学的アプローチも多様であり、拠って立つ学派も様々である。ここでは、「情報・不確実性の経済学」をベースに、与えられたテーマへの接近を図る。

### 2. これまでの論点の再考

#### 1) 保険制度の健全性と保険契約者保護の相克・せめぎ合い

「告知義務等を通じた情報提供、情報やり取りのあり方」と「情報の偏在およびその処理能力の欠如に起因する諸問題（たとえば保険契約者保護等）への対応」が混線してしまっている。両者の論点を整理したうえで、制度の健全性維持の視点と個別契約者保護の視点を峻別して、論議することが望ましい。

#### 2) 保険制度における「情報」の特殊性・特異性への配慮

告知義務等を通じた情報のやり取りについて、保険団体内の誘因体系のあり方やモニタリングの費用効率を考慮して制度設計する視点が必要となる。

#### 3) 告知義務のあり方とその他の規律との関連性

解除権の期限や約款のあり方等を含め、告知義務との整合性をとる必要がある。そのために、告反を誘発している実態的要因を調べることで、その予防策の全体的な検討を要する。

### 3. 問題の設定

- 1) 保険者からみて情報収集費用を低減させる手段として告知義務が位置づけられるのであれば、この側面から告知義務法制を再構成することはできないか？
- 2) 保険市場における逆選択や道徳的危険の排除の費用と便益をどのように把握し反映させるべきか？保険者の情報収集効率化と社会的費用の低下についてどのように解釈すべきか？
- 3) 保険契約者の特性や契約締結プロセスを、どの程度、告知義務違反の解釈に反映するべきか？これは保険者の情報提供のあり方とも関連する。

### 4. 保険契約における情報の役割

保険事業の生産過程において、保険契約者が契約時点で持ち寄る危険・損害情報がひとつのインプット（生産要素）と考えられる。そして、保険固有の生産技術は投入された私的情報としての危険・損害情報と、外生的な金融情報を加工して、将来の不確定な事故費用を保険料として確定することである。一部のインプットは契約者側が保持する私的情報であり、その適正さを確保するためにも、保険契約者との「利害」共有も必要とされてくる。そこで、保険契約において情報提供義務とその罰則規定のあり方によって、保険契約者と保険者の行動がどのように影響を受け、その結果として、保険契約がどう変容するかについて検討する。

（参考文献）

洲崎博史「保険法改正について」（保険学会共通論題準備会資料、2007/1/24）

藤田友敬・松村敏弘(2002)「取引前の情報開示と法的ルール」『北大法学論集』52巻6号

Boyer, M.M. (2000) Centralizing Insurance Fraud Investigation, *Geneva Papers on Risk and Insurance Theory*, No.25.

Schiller, J. (2006) The Impact of Insurance Fraud Detection Systems, *J. of Risk and Insurance*, Vol.73, No.3.